

1 議 事 日 程（第1日）

（令和7年第4回有田川町議会定例会）

令和7年11月17日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 議案第84号 令和7年度有田川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第85号 令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第86号 令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第87号 令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第88号 令和7年度有田川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第89号 令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第90号 令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第91号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第92号 有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第93号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第95号 有田川町教育支援センター設置条例の制定について
- 日程第17 議案第96号 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第97号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第98号 有田川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第99号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第100号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第101号 有田川町こども総合センター設置条例の全部改正について
- 日程第23 議案第102号 有田川町多目的広場「しみずふれあいドーム」設置条例を廃止

- する条例の制定について
- 日程第24 議案第103号 有田川町林業活性化センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第104号 有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第105号 有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第106号 有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第107号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第108号 有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第30 議案第109号 有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第110号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第111号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第112号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第113号 有田川町しみず温泉、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第114号 有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第115号 財産の取得について
- 日程第37 議案第116号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第38 議案第59号 令和6年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第60号 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第61号 令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 議案第62号 令和6年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第42 議案第63号 令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第43 議案第64号 令和6年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第44 議案第65号 令和6年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第45 議案第66号 令和6年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第46 議案第67号 令和6年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第47 議案第68号 令和6年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第48 議案第69号 令和6年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（13名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
4番	椿 原 竜 二	5番	中 島 詳 裕
6番	星 田 仁 志	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞 智 子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番	星 田 仁 志	12番	森 谷 信 哉
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	住民税務部長	小 澤 俊 彦
福祉保健部長	井 本 英 克	総務政策部長	中 屋 正 也
消 防 長	岩 井 伸 幸	産業振興部長	南 長 寿
建設環境部長	森 本 博 貴	清水行政局長	中 谷 芳 尚
総 務 課 長	原 秀 文	財 務 課 長	青 石 元 希
企画調整課長	寺 杣 真 英	教 育 長	片 嶋 博
教 育 部 長	中 平 洋 子		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は13人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回有田川町議会定例会を開会します。

ここで私から報告を申し上げます。

去る11月10日、本下雅敏君から、一身上の都合により11月10日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので報告いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、星田仁志君、12番、森谷信哉君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

11月26日に開催されました議会運営委員会の結果について、御報告願います。  
議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る11月10日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から12月2日までの16日間とさせていただきます。

なお、会期中の会議予定は、お手元の会期予定表を御覧ください。

続いて、本日の議事進行について御説明いたします。

日程第5から日程第37までの議案33件について一括上程を行い、それぞれ執行部から提案理由の説明をしていただき、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第38、議案第59号から日程第48、議案第69号までの決算認定11件については、委員長報告の後、本日議決をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営に議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月2日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月2日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案33件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人であります。

次に、監査委員より、令和7年8月、9月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和6年度における財政援助団体監査報告書をお手元に配付しておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名します。

お諮りします。

日程第5から日程第37までの議案33件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第37までの議案33件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

有田も本格的な実りの秋を迎え、すばらしい季節を迎えることになりました。

本日ここに、令和7年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案されました諸議案について御説明申し上げます。

議案第84号は、令和7年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。今回の補正の主なもので共通するものとしたしましては、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、給料、期末勤勉手当、共済組合負担金など、人件費の補正を行っております。人件費以外のものとしたしましては、2款総務費の総務管理費では、財産管理費において、修繕料として2,544万1,000円を、3款民生費の社会福祉費では、障害者福祉費において、障害福祉サービス費として5,210万円を、更生医療給付費として1,800万円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路新設改良費において、道路メンテナンス事業橋りょう長寿命化で委託料から工事請負費へ600万円を組み替え、9款消費費の非常消防費において消防団員退職報償金として500万円を、10款教育費の小学校費では、学校管理費の修繕料として730万円を、13款諸支出金の基金費では、観光振興基金積立金として684万円をそれぞれ計上した結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億3,220万7,000円を追加し、補正後の予算総額は193億8,854万7,000円と相なりました。なお、補正額の財源としたしましては、町税、国庫及び県支出金などを充てることにいたしております。また、繰越明許費及び債務負担行為の追加につきましても、御審議を願うものであります。

議案第85号は、令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金など人件費として293万5,000円を増額した結果、補正後の予算総額は36億2,914万7,000円と相なりました。なお、補正額の財源としたしましては、県支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第86号は、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金などの人件費として6,168万2,000円を増額した結果、補正後の予算総額は9億2,698万円と相なりました。なお、補正額の財源としたしましては、保険料、繰越金等を充てることにいたしております。

議案第87号は、令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、給料、職員手当、

共済組合負担金などの人件費として400万1,000円を増額した結果、補正後の予算総額は32億7,140万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金を充てることとしております。

議案第88号は、令和7年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の補正として112万6,000円を計上するとともに、債務負担行為についても御審議願うものであります。

議案第89号は、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の補正として108万8,000円を計上しております。

議案第90号は、令和7年度下水道事業会計補正予算第3号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の補正といたしまして129万8,000円を計上するとともに、債務負担行為についても御審議願うものであります。

議案第91号は、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、現在の社会状況の変化や個人情報への取扱いに関する考え方を踏まえ、登録事項及び証明事項から男女の別を削除するため、条例改正を行うものであります。

議案第92号は、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、議長・副議長及び議員の月額報酬を3万円増額するため、条例改正を行うものであります。

議案第93号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和7年人事院勧告、並びに令和7年和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、民間企業の動向等を踏まえ、給料月額を初任給及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ改定を行い、期末手当については、支給月数を現行の年間2.50月分から2.525月分に0.025月分引き上げ、勤勉手当については、支給月額を現行の年間2.10月分から2.125月分に0.025月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第94号は、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、藤並公民館の新築移転に伴い、藤並公民館内にあった有田川町藤並学童保育所第4が、藤並公民館内でなくなるため条例改正を行うものであります。

議案第95号は、有田川町教育支援センター設置条例の制定についてであります。内容につきましては、有田川町教育支援センターを現在のこども総合センター内から有田川町金屋文化保健センター内へ移転することに伴い、新たに設置条例を制定する

ものであります。

議案第96号は、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、藤並公民館の新築移転に伴い、有田川町公民館条例の改正を行うものであります。

議案第97号は、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、児童福祉法等の一部を改正する内閣府令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、学童保育の支援員となるための条件の一つである保育士に地域限定保育士も加えるとともに、児童虐待に関する内容についての児童福祉法の引用先が変更となることに伴い、条例改正を行うものであります。

議案第98号は、有田川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。主な内容は、子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が児童福祉法において町の認可事業として位置づけられたため、条例の制定を行うものであります。

議案第99号は、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、児童福祉法等の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、児童虐待に関する内容についての児童福祉法の引用先の変更及び地域限定保育士に関することを明記することに伴い、条例改正を行うものであります。

議案第100号は、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、児童福祉法等の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、条例改正を行うものであります。

議案第101号は、有田川町こども総合センター設置条例の全部改正についてであります。主な改正内容は、教育支援センターの移転及び乳児等通園支援事業を実施することに伴い、条例改正を行うものであります。

議案第102号は、有田川町多目的広場「しみずふれあいドーム」設置条例を廃止する条例の制定についてであります。改正内容は、有田川町ふるさとふれあいの丘条例に多目的広場「しみずふれあいドーム」を位置づけることによって条例を一本化することに伴い、条例の廃止を行うものであります。

議案第103号は、有田川町林業活性化センター条例を廃止する条例の制定についてであります。改正内容は、用途を限定する指定管理ではなく、幅広く活用したいと区からの申出があったため、有田川町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例に基づく普通財産の無償貸付といたく、条例の廃止を行うものであります。

議案第104号は、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制

定についてであります。主な改正内容は、本条例に多目的広場「しみずふれあいドーム」を位置づけることによって条例を一本化し、条例改正を行うものであります。

議案第105号は、有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、本条例にオートキャンプ場を位置づけることによって条例を一本化し、条例改正を行うものであります。

議案第106号は、有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、今後、指定管理者制度の導入も検討し、条例改正を行うものであります。

議案第107号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、昨今の林野火災を踏まえて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことに伴い、条例改正を行うものであります。

議案第108号は、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や、地域の持続的発展に関する目標等について策定しておりますが、令和7年度末で計画年度が終了するため、本法第8条第10項の規定に基づき、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものであります。

議案第109号は、有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字明王寺37番1、有田川町藤並駅交流施設（観光案内所）の指定管理者の指定について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字野田187番地、株式会社オレンジライフを選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第110号は、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字三田664番地1、有田川町農林産物加工直売施設「あらぎの里」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字三田664番地1、清水町農林産物加工直売組合を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第111号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字金屋322番地1、有田川町農林水産物直売食材供給施設「明恵ふるさと館」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字金屋322番地1、一般社団法人明恵ふるさと館を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第112号は、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてでありま

す。有田川町大字宇井苔 2 1 3 番地 1、有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理について、有田川町公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、有田川町大字宇井苔、宇井苔区を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 1 1 3 号は、有田川町しみず温泉、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定についてであります。有田川町大字清水 1 2 3 3 番地 1、「しみず温泉」、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設「あさぎり本館・あさぎり別館」、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 2、有田川町農林漁業体験実習館「泉水」、有田川町大字遠井 3 1 番 2、有田川町営キャンプ場「遠井キャンプ場」、有田川町大字清水 5 8 5 番地、有田川町営キャンプ場「オートキャンプ場」、有田川町大字清水 1 0 7 5 番地、有田川町野営場等林間休養施設「コテージ」、有田川町大字清水 1 0 6 5 番地、有田川町山の家「やすけ」、有田川町大字清水 1 0 7 8 番地 1、有田川町山の家「佐太夫」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 2 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 1 1 4 号は、有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字清水 6 0 7 番地、有田川町ふるさとふれあいの丘「スポーツパーク」の指定管理者の指定について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、京都市西京区大枝塚原町 3 の 1 5 2、シャルレ桂坂 1 階、株式会社全笑代表取締役平野仁智氏を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 1 1 5 号は、財産の取得についてであります。2 トン回転板式じんかい収集車の購入について、令和 7 年 9 月 2 5 日、指名競争入札に付したところ、有田川町水尻 1 9 9 番地 1、阪和自動車株式会社、代表取締役田甫治氏が落札いたしましたので、9 9 8 万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 1 1 6 号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、前任氏の任期が令和 8 年 2 月 2 2 日をもって満了いたします。つきまして、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議

会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明は終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時03分

再開 11時35分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第38、議案第59号から日程第48、議案第69号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第38、議案第59号から日程第48、議案第69号までを先に審議することに決定しました。

日程第38、議案第59号から日程第48、議案第69号までの11件については、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、椿原竜二君。

○決算審査特別委員会委員長（椿原竜二）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、令和7年第3回定例会で付託されました議案第59号から議案第69号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての11件であります。

これらの議案の審査に当たりまして、本特別委員会を10月27日・28日の2日間にわたって開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、令和6年度の主

要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査をいたしました。

また、審査時において委員会として提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

それでは、個別の内容について御説明いたします。

最初に、財務課長から全体的な決算の概要について説明を受けました。令和6年度決算では、全ての会計において黒字決算であり、財政指標については、若干ではありますが、税金の減により自主財源比率の低下が見られるものの、大きな増減はありませんでした。

一般会計の地方債残高については、令和6年度中の発行額に対し償還額が上回ったことにより残高が減少しております。一方、町の貯蓄に当たります基金の残高につきましては、ふるさと応援基金や減債基金で原資積立てをしたことなどにより増加しております。

一般会計の歳入につきましては、前年度と比較し繰入金が大きく減少しておりますが、令和6年度において地方債の繰上償還に伴う繰入れがあったためであります。また、定額減税の影響により町税も減少しております。

歳出につきましては、民生費で金屋第一認定こども園、御霊学童保育施設の整備により大きく増加しております。商工費では、令和5年度において二川温泉宿泊施設の解体撤去費やしみず温泉の整備があったことにより、令和6年度には大きく減少しております。公債費につきましても、前年度に繰上償還があったことにより減少しております。

続いて、各課からの説明内容や主な質疑項目などについて申し上げます。

財務課の所管では、歳入の町債で金屋第一認定こども園などにより増加し、歳出の財産管理においても、清水文化センターの空調熱源工事により増加しております。また、八幡山林財産区特別会計では、造林木の売却による収入があったと説明を受けました。

企画調整課の所管では、ふるさと応援事業について4つのポータルサイトを増やし、合計17のサイトで寄附の受付を行ったことにより、寄附額も前年度と比較して14.1%と大きく増加しております。また、交通不便地域の移動手段の1つとしているみんなの定額タクシー事業の利用は、少し増加していると説明を受けました。また、清水地域公園整備については、令和6年度で整備が完了しております。

総務課の所管では、防犯灯管理事務では、防犯灯LED化の推進や電気料金の助成、情報通信基盤施設維持管理費でサブセンターの蓄電池の交換、人権推進として有田川町男女共同参画計画書の策定、水防費では、豪雨災害に備えるために25か所に土のうステーションを設置し、災害対策費では、自主防災組織や区長会・民生委員等が一堂に会した研修会の実施、防災意識の向上に取組を行ったとの説明を受けました。ま

た、人件費については、保育士における正職員と会計年度任用職員の比率について質疑し、説明を受けました。

税務課の所管については、町税の賦課状況及び徴収状況、県下でも高い収納率である等の説明を受けた後、すまい給付金等について質疑し、未納者数や徴収状況の件数について資料提出を求めました。

住民課の所管では、住民票や印鑑証明のコンビニ交付手数料を100円減額し、利便性の向上を図ったことで、マイナンバーカードについては交付率や事業費の内訳、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の決算概要について説明を受けました。また、県下の国民健康保険統一化に向けた取組等について質疑を行いました。

建設課の所管では、農地費や林業費、土木費では主な事業や工事の進捗について、都市計画費では不良空き家除去に係る補助金の説明、災害復旧費では令和5年発生災害の進捗等について説明を受けた後、町営住宅の修繕や管理、また農地災害の復旧が進んでいない箇所などについて質疑を行いました。

環境衛生課の所管では、有田聖苑の火葬炉の大規模改修が令和6年度で完了したこと、二川小水力発電については、ダムの水位低下により運転を休止した期間があったために売電収入が減ったことなどの説明を受けました。

上下水道課の所管では、災害時協力井戸の登録件数や合併処理浄化槽設置補助金などの説明を受けました。

消防本部の所管では、救急出動件数、消防団員の推移、消防団の出動状況などの消防体制について説明を受けた後、救急患者の有田管内受入れ、消防団員の補償、消防職員の職場環境や人員確保等について質疑し、説明を受けました。

こども教育課の所管では、育児支援事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業、認定こども園の園児数、金屋第一こども園の整備状況などの説明を受けた後、ALTの状況や遠距離通学者支援、就学援助などについて質疑し、決算書各費目の内訳について資料提出を求めました。

社会教育課の所管では、生涯学習講座等開設事業や文化芸術事業、また地域プロジェクトマネージャーによるワカヤマソウリュウを活用した事業などの説明を受けた後、図書館の蔵書や史跡土地等購入事業の藤並館跡土地購入などについて質疑しました。

産業課の所管では、新規就農者総合対策事業、中山間地域直接支払事業などについて説明を受けました。特に有害鳥獣対策事業においては、年々被害が拡大している状況や、有害鳥獣の捕獲頭数が昨年と比較して約1.3倍に増えていることについて詳細な説明を受けました。

林務課の所管では、森林環境譲与税の活用事業として実施している森林所有者に対する意向調査の内容や結果、町へ委託の意向を示されている方の割合が多いという説明を受けました。

商工観光課の所管では、関係人口創出事業などの移住促進への取組、有田川町応援

クーポン（第6弾）の実績、令和6年7月にリニューアルオープンしたしみず温泉の整備事業内容や利用者が大きく増加したという内容の説明を受けました。また、かなや明恵峡温泉特別会計では、入湯者数の増により使用料収入が増えているものの、物価の高騰に伴う燃料費等の経費も増加しているとの説明でありました。

長寿支援課の所管では、介護保険特別会計の歳入については、保険料の階層が9階層から13階層に細分化されたこと、歳出については、介護サービスの種類ごとに介護給付費の加算により費用が増えたことや、利用者人員の増減など詳細な説明を受けました。

健康推進課の所管では、ひきこもりサポート事業や児童虐待防止事業の内容及び委託先などの説明、出産や子育てに係る事業では、応援交付金の受給者数や乳幼児の発達・養育相談の実施状況、産婦人科運営負担金の支出など、産前から産後にわたり切れ目のない支援を行っているとの説明を受けた後、妊産婦アクセス支援事業の実績や休日急患所などに関する質疑を行うとともに、不妊治療の件数や有田圏域外での出生者数について資料の提出を求めました。

やすらぎ福祉課の所管では、物価高騰対応重点支援給付金事業及び低所得世帯給付金の状況、障害福祉に係る支援事業や給付事業、出産祝い金などの育児支援事業などについて説明を受けました。

以上、2日間にわたり委員会で審査した結果、議案第59号、60号、61号については賛成多数、それ以外の8議案については全会一致で認定することと決定いたしましたので御報告いたします。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第38 議案第59号……………

○議長（谷畑 進）

日程第38、議案第59号、令和6年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第60号……………

○議長（谷畑 進）

日程第39、議案第60号、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第60号、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論させていただきます。

国保制度は相互扶助制度ではなく、社会保障制度だと国保法第1条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、一部変わりましたが、小学生からも税を取る計算になっていることも踏まえて、以下の点で申し上げます。

第1に、国保の所得ゼロの被保険者数は、令和7年3月末現在で1,074人で16.5%を占めています。また、所得100万円以下の被保険者数は2,603人の40%も占めています。7割から2割軽減を受けている被保険者数は3,854人で、被保険者全体の76.6%を占めています。一方、滞納世帯数は令和6年1月末現在で304世帯が令和7年1月末現在で352世帯、9.5%を占めています。こういう実態があります。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担となっています。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため賦課限度額を引き上げますと、その負担は結局被保険者全員に及ぶことになりません。令和6年度では4万円引き上げています。

第4に、国保広域化を進めています。後期高齢者医療制度のように市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字の町村の赤字分まで応分の負担を強いられることに

なります。特に4方式の課税方法の1つである固定資産税の課税が廃止され、その分、所得割の率を上げなければなりません。所得に応じた段階的な所得割率でないため不公平が生じます。そして、世帯割や人数割の額を引き上げることになっていきます。

第5に、未就学児の均等割額は半額の減額となりましたが、対象者は186人です。当面、中学校卒業までの生徒の均等割を廃止すべきであります。

第6に、国庫支出金を減らしたことが国保会計を苦しくさせた大きな原因であります。国保統一化で各市町村の国庫負担金は分からなくなりましたが、県の広域連合に問い合わせてもらくと、令和6年度で297億510万2,293円ということでありました。それで県の総医療費も出してもらいましたら866億4,945万2,759円でした。これまで総医療費の45%が国庫負担金でしたが、今回のこれで比率を出しますと34.28%しか出していません。約92億8,710万円少ない計算になります。これは1市町村平均で見ますと約3億円にもなります。全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割・人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。このように国保税の国庫負担金を増やすべきであります。

なお、マイナ保険証の利用率は30.6%であることも申し上げまして、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第40 議案第61号……………

○議長（谷畑 進）

日程第40、議案第61号、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第61号、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論させていただきます。

国は、全世代型社会保障制度の下で75歳以上の高齢者は病気やけがのリスクが高いということを理由にして、医療費の削減を進めてまいりました。

主な内容を申し上げますと、まず保険料の所得割額や均等割額を2年に1回ずつ上げてきました。県後期高齢者広域連合の試算でも、75歳以上の独り暮らしの年金収入210万円や、世帯主が子供で75歳以上の高齢者が1人いる場合の年金収入210万円でも保険料が負担増になります。

第2に、令和4年10月から一定の所得のある方の窓口負担は1割から2割負担になった被保険者数は、令和6年3月末の599人、12.7%から令和7年3月末で640人に増えています。制度を導入した時点では1割負担で、心配なく医療が受けられると説明してきたのは一体何だったのでしょうか。

第3に、75歳の独り暮らし世帯で年金収入80万円の方が、世帯主である子供と同一世帯になった場合、保険料が最大10倍になってしまうケースも出てまいります。

第4に、所得100万円以下の被保険者数は、令和7年3月末で4,340人で、何と被保険者全体に占める割合が92.8%を占めているということは、この医療保険制度の最大の問題点であります。

なお、マイナンバーカード利用率は21.1%しかないことを申し上げまして反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第41 議案第62号……………

○議長（谷畑 進）

日程第41、議案第62号、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第42 議案第63号……………

○議長（谷畑 進）

日程第42、議案第63号、令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第43 議案第64号……………

○議長（谷畑 進）

日程第43、議案第64号、令和6年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第44 議案第65号……………

○議長（谷畑 進）

日程第44、議案第65号、令和6年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第45 議案第66号……………

○議長（谷畑 進）

日程第45、議案第66号、令和6年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第46 議案第67号……………

○議長（谷畑 進）

日程第46、議案第67号、令和6年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第47 議案第68号……………

○議長（谷畑 進）

日程第47、議案第68号、令和6年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第48 議案第69号……………

○議長（谷畑 進）

日程第48、議案第69号、令和6年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第84号から日程第37、議案第116号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は11月27日、木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 12時04分